# 公立大学法人敦賀市立看護大学の組織及び運営に関する基本規則

平成２６年４月１日
公立大学法人敦賀市立看護大学規則第６号

目　次

第１章　総則（第１条）
第２章　管理運営組織
　第１節　法人の役員等（第２条－第４条）
　第２節　大学運営組織（第５条－第７条）
第３章　教育研究組織
　第１節　学部等（第８条－第１１条）
　第２節　附属施設（第１２条－第１４条）
第４章　その他の施設（第１５条）
第５章　事務組織（第１６条）
第６章　雑則（第１７条）
附則

## 第１章　総則

（趣旨）
第１条　この規則は、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第２章　管理運営組織

### 第１節　法人の役員等

（理事の担当業務）
第２条　理事の担当業務は、次の通りとする。
（１）経営及び企画、広報に関する事項
（２）教育研究に関する事項
（３）理事長が特に命じる事項

（職員）
第３条　法人に、職員を置く。

（理事会等）
第４条　法人に、理事会、理事長選考会議、経営審議会及び教育研究審議会を置く。
２　前項に定める機関の所管事項、組織及び運営については、法人の定款及び別に定める規則の定めるところによる。

第２節　大学運営組織

（大学の職員）
第５条　本学に、学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置き、法人の役員又は職員をもって充てる。
２　学長は理事長をもって充て、学校教育法第９２条第３項（昭和２２年法律第２６号）に規定する職務を行う。
３　教授、准教授、講師、助教及び助手（以下「教員」という。）は、それぞれ学校教育法第９２条第６項から第１０項までに規定する職務を行う。

（学長補佐）
第５条の２　本学に、学長補佐を置くことができる。
２　学長補佐は、本学の教員をもって充て、学長の命を受け、その職務を助ける。

（顧問）
第６条　法人に、顧問を置くことができる。
２　顧問は、本学の運営に関する重要事項に関し、学長の求めに応じて提言又は助言を行う。

（委員会）
第７条　特定の事項を調査、審議又は実施するため、必要に応じて法人又は本学に委員会を置くことができる。
２　委員会の組織及び運営については、別に規則又は規程で定める。

第３章　教育研究組織
第１節　学部等

（学部等）

第８条　敦賀市立看護大学学則（平成２６年敦賀市立看護大学学則第１号。以下「学則」という。）の定めるところにより、本学に学部、学科及び専攻科を置く。

（研究科）

第８条の２　敦賀市立看護大学大学院学則（平成３０年敦賀市立看護大学学則第２号。以下「大学院学則」という。）の定めるところにより、本学大学院に研究科を置く。

（学部長）

第９条　学部に、学部長を置く。

２　学部長は本学の教員をもって充て、学長を助けて本学を管理運営し、学部の業務に従事する教員を統括する。

（研究科長）

第９条の２　研究科に、研究科長を置く。

２　研究科長は本学の教員をもって充て、学長を助けて本学を管理運営し、研究科の業務に従事する教員を統括する。

（学部長補佐・研究科長補佐）

第１０条　学部に学部長補佐を、研究科に研究科長補佐をそれぞれ置くことができる。

２　学部長補佐及び研究科長補佐は本学の教員をもって充て、学部長又は研究科長の命を受け、その職務を助ける。

（専攻科長）

第１０条の２　専攻科に、専攻科長を置く。

２　専攻科長は本学の教員をもって充て、学長を助けて本学を管理運営し、専攻科の業務に従事する教員を統括する。

（教授会）

第１１条　学部に、教育及び研究に関する重要事項を審議するため、教授会を置く。

２　教授会に、教育及び研究に関する特定の事項を調査、審議又は実施するため、委員会を置くことができる。

３　教授会の組織及び運営については、学則及び別に規則又は規程で定めるところによる。

（研究科会議）

第１１条の２　研究科に、教育及び研究に関する重要事項を審議するため、研究科会議を置く。

２　研究科会議に、教育及び研究に関する特定の事項を調査、審議又は実施するため、委員会を置くことができる。
３　研究科会議の組織及び運営については、大学院学則及び別に規則又は規程で定めるところによる。

（専攻科会議）
第１１条の３　専攻科に、教育及び研究に関する重要事項を審議するため、専攻科会議を置く。
２　専攻科会議の組織及び運営については、敦賀市立看護大学助産学専攻科規則（平成３０年敦賀市立看護大学規則第１号）及び別に規則又は規程で定めるところによる。

第２節　附属施設

（地域・在宅ケア研究センター）
第１２条　地域保健と在宅看護に関する研究を行い、地域社会との連携を図るため、本学に地域・在宅ケア研究センターを置く。
２　地域・在宅ケア研究センターに、地域・在宅ケア研究センター長を置く。
３　地域・在宅ケア研究センター長は本学の教員をもって充て、地域・在宅ケア研究センターに関する業務を掌理する。
４　地域・在宅ケア研究センターの組織及び運営については、別に規程で定める。

（救急・災害看護研究センター）
第１３条　災害看護に関する研究を行い、安心安全な地域社会の発展に寄与するため、本学に救急・災害看護研究センターを置く。
２　救急・災害看護研究センターに、救急・災害看護研究センター長を置く。
３　救急・災害看護研究センター長は本学の教員をもって充て、救急・災害看護研究センターに関する業務を掌理する。
４　救急・災害看護研究センターの組織及び運営については、別に規程で定める。

（附属図書館）
第１４条　本学に、資料の提供等により本学における教育、研究及び学習を支援し、かつ、地域社会における生涯学習に資するため附属図書館を置く。
２　附属図書館に、館長を置く。
３　館長は本学の教員をもって充て、附属図書館に関する業務を掌理する。
４　附属図書館の組織及び運営については、別に規程で定める。

## 第４章　その他の施設

（その他の施設）

第１５条　法人に、学生及び職員の福利厚生を図るため、保健管理室その他の施設を置く。

２　前項の施設の組織及び運営については、別に規程で定める。

## 第５章　事務組織

（事務組織）

第１６条　法人経営及び大学運営等に関する事務を処理するため、事務局を置き、事務職員を配置する。

２　事務職員の長として、事務局長を置く。

３　事務局長は、事務局の事務を掌理する。

４　事務局に、総務企画課及び教務学生課を置く。

５　その他、事務局の組織及び事務分掌については、別に規程で定める。

## 第６章　雑則

（委任）

第１７条　この規則に定めるもののほか、法人及び本学の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この規則は、平成２６年４月１日から施行する。ただし、第１３条の規定は別に規則で定める日から施行する。

附　則（平成２９年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第１号）

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（公立大学法人敦賀市立看護大学の組織及び運営に関する基本規則第１３条の施行期日）

２　公立大学法人敦賀市立看護大学の組織及び運営に関する基本規則（平成２６年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第６号）第１３条の規定の施行期日は、平成２９年４月１日とする。

附則（平成３０年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第４号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附則（令和２年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第６号）
この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附則（令和６年公立大学法人敦賀市立看護大学規則第１号）
この規則は、令和６年４月１日から施行する。